

5 支援金の給付後に、故意の犯罪による被害でないと判明した場合若しくは支援金の給付後に大府市犯罪被害者等支援金給付要綱第5条又は第10条の規定に該当することが判明した場合、同要綱第11条の規定に基づき、既に給付を受けた支援金を速やかに返還いたします。

はい いいえ

6 代理申請

代理申請をする理由			
代理人氏名		代理人生年月日	年 月 日生
代理人住所			
代理人連絡先			

7 過去に、大府市犯罪被害者等支援金の給付を受けた場合は、その支援金の種類

遺族支援金 重傷病支援金 精神療養支援金

8 支援金の給付に必要な警察等関係機関が保有する犯罪被害者等の個人情報について、大府市が収集し、提供を受けることへの同意の有無

同意します 同意しません

9 添付書類（申請に当たって添付する書類の□にチェックを付けてください。）

- 重傷病・精神疾患に該当することが証明できる医師の診断書
診断書には、受傷日、療養期間、入院日数及び病名を明記すること。ただし、精神療養見舞金に係るものについては、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が通算3日以上労務に服することができない程度であることを明記すること。
- 申請者が犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
- 犯罪被害にあった事実を認めることができる書類（盗難等被害届出証明書、交通事故証明書等）
- その他市長が必要と認める書類

※申請書名の（重傷病・精神療養）の該当するものに○印を付してください。

※代理人が代理申請する場合は、代理人であることを証明する書類（自筆の委任状等）も提示してください。

※地方公共団体が発行する各種証明については発行日から3か月以内のものとし、住民票については個人番号（マイナンバー）の記載がないものを添付すること。